

Tax Whiz

Tax highlights from your advisers



28 February 2020

目次

法人·個人所得税

(法人所得税)

- 観光業における、法人税月次納付の繰り延べ
- 法人所得税見積額に関する変更
- 情報通信機器を含む機械および設備に関する加速度償却
- 改装・修繕費用の特別控除
- 国際海運会社(International Shipping Companies)の地域統括事務所開業費用の二重控除
- 従業員に支給する個人用保護具に関する控除/税務上の減価償却費

(個人所得稅)

- 国内旅行に関する特別所得控除

印紙税

- 借入の再編及び期間変更契約にかかる印紙税の免税

間接税

- ホテル等のサービス税の免税
- 港湾事業者 (Port Operators) の機械装置に関する輸入関税/売上税の免税
- 保税工場("LMW")及び自由工業地域 ("FIZ")における付加価値業務(Value-Added Activities)
- 旅行者等の免税品の購入条件の見直し

Economic Stimulus Package ("ESP") 2020

2020 年 2 月 27 日、マハティール暫定首相は、200 億リンギット規模の戦略的景気刺激策、Economic Stimulus Package ("ESP") 2020 を公表した。このパッケージは①新型コロナウィルスによる肺炎(COVID-19)の影響緩和、②国民中心の経済成長の促進、③質の高い投資の促進の3つを柱としている。

景気刺激策における主要な税制上の施策は以下のとおりとなっている。

法人·個人所得税

(法人所得税)

1 観光業における、法人税月次納付の繰り延べ

マレーシア企業は、マレーシア国税局(IRB)に提出された年間法人所得税見積額に基づき、法人所得税の月次納付を行う必要がある。これについて、旅行代理店、ホテル、航空会社等の観光業の企業について、2020年4月1日から2020年9月30日までの6ヵ月間、月次納付の繰り延べが認められる。

当該制度は、IRB に対してオンラインで申請する必要がある。

2 法人所得税見積額に関する変更

現行の制度では、マレーシア企業は、事業年度の6ヵ月目と9ヵ月目に法人所得税見積額の変更をIRBに申請することができる。これに加え、今回の改正で、3ヶ月目の月次納付時にも法人所得税見積額の変更を申請することができることとなる。なお、当該制度は、2020年中に3ヶ月目の月次納付を行う企業に適用される。

当該制度は、2020 年 3 月 1 日より適用可能であり、IRB に対してオンラインで申請する必要がある。

3 情報通信機器を含む機械および設備に関する加速度償却

情報通信機器を含む機械および設備に関して、2020 年 3 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までに支出された適格支出については、年次償却(annual allowance)の償却率が 40%となる(現行は $10\%\sim20\%$)。なお、取得時償却(initial allowance)は現行通り 20%。

4 改装・修繕費用の特別控除

2020 年 3 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の期間の改装・修繕費用について、RM300,000 を限度として特別に損金算入が認められる。なお、税務上の減価償却(Capital Allowance)を適用している場合は、当該特別控除は適用されない。

5 国際海運会社 (International Shipping Companies) の地域統括事務所開業費用の二重控除

国際海運会社(International Shipping Companies)が、地域統括事務所の開業準備のために支出した費用について、二重控除が認められる。

上記については、2021 年 12 月 31 日までにマレーシア投資開発庁(MIDA)に受理されたものについて適用となる。

6 従業員に支給する個人用保護具に関する控除/税務上の減価償却費

従業員に支給する使い捨ての保護具(マスク等)にかかる費用について損金算入が認められる。また、使い捨てではない保護具については、税務上の減価償却費が適用される。

(個人所得稅)

7 国内旅行に関する特別所得控除

2020 年 3 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までに支出された以下の国内旅行に関する費用について RM1,000 を限度として個人所得税の所得控除が認められる。

- (i) マレーシア観光芸術文化省 (Ministry of Tourism, Arts and Culture Malaysia) に登録された施設への宿泊費用
- (ii) 観光施設(詳細は未定)への入場料

印紙税

1 借入の再編及び期間変更契約にかかる印紙税の免税

金融機関からの借入の再編(Restructuring)及び期間変更(Rescheduling) 契約にかかる印紙税が免税となる。当該免税措置は、2020年3月1日から2020年12月31日までに実行された再編又は期間変更の契約、かつ原契約の締結時に印紙税が適切に支払われているものについて適用される。

間接税

1 ホテル等のサービス税の免税

Service Tax Regulations において、ホテル、サービスアパートメント、その他類似の施設に関するサービスは、サービス税の対象となっているが、2020 年 3 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの期間、サービス税が免税となる。

2 港湾事業者 (Port Operators) の機械装置に関する輸入関税/売上税の免税

Approved Service Projects ("ASP") における税務インセンティブを適用していない港湾事業者は、現状では輸入関税及び売上税の免税措置はないが、以下の条件を充たす場合、輸入もしくは国内購入のいずれにおいても、免税措置が適用される。

- (a) 当該機械装置が港湾事業において直接的に利用されること
- (b) 修繕のための部品、消耗品などが含まれていないこと.

上記は、2020年4月1日から2023年3月31日までにマレーシア財務省に申請されたものについて適用される。

3 保税工場("LMW")及び自由工業地域 ("FIZ")における付加価値業務 (Value-Added Activities)

現状、保税工場("LMW")及び自由工業地域 ("FIZ")で許容される付加価値業務は、研究開発、デザイン、マーケティング (IPC のみ)、流通 (RDC のみ)、品質管理、測定及び調製、ラベリング、梱包等に限定されている。この付加価値業務に、サプライチェーンマネジメント、戦略的調達業務及び総合サポートが追加される。

これらは関税局本部またはマレーシア財務省により認可されてきたが、今後のプロセスは各州、地域の関税局に集約される。

上記については、2020年4月1日から適用される。

4 旅行者等の免税品の購入条件の見直し

現行の制度では、72時間以上マレーシアに滞在する非居住者または72時間以上マレーシアを離れて帰国する居住者について、免税品の購入が認められる。国際空港で免税品を購入するための条件について、以下のとおり見直される。

- (a) 滞在期間又は旅行期間が72時間から48時間に短縮される。
- (b) 購入限度が、現行の RM500 から、RM1,000 に拡大される。この限度額は別途定められている、アルコール、たばこ、衣料品・靴、食料品及び家電等以外のものに適用される。

上記については、2020年4月1日から適用される。